

役員及び評議員の報酬並びに
費用弁償に関する規定

社会福祉法人 協愛福社会

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人協愛福祉会（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事という。
- (2) 理事は、この法人を主たる勤務場所にする、常勤理事とそれ以外の非常勤理事に分かれる。監事は非常勤監事のみとする。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事には、別表1に基づき、同表に定める額の範囲内で役員報酬を支給する。但し、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給させている常勤理事に対しては、報酬は支給しない。
- 3 非常勤理事、及び監事には、役員報酬は支給しない。
- 4 評議員には、役員報酬を支給しない。
- 5 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、職員を対象とする給与規定（以下「給与規定」）を適用することとし、報酬は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の役員、及び評議員に対する報酬については、評議員会の決議に諮り規定を改定して定める。

(報酬の支給方法等)

第5条 常勤理事の報酬は年俸制とし、年俸額に12分の1を乗じて得た額を毎月支給する。支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定に準ずる。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償する業務の種類)

第6条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償の金額)

第7条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として別表2に定める額を支給できるものとする。

- 2 前条の(4)、(5)及び(6)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人協愛福社会旅費規程」を準用し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費（「駅スパート」）を計算し支給する。施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。旅費は、原則として役員住所地を起点として計算する。ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として「旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第8条 法人の職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

(改正)

第10条 この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

別表1 常勤理事の報酬

| 役職 | 1人あたり 基本報酬上 限額 | 1人あたり 保育所1施 設の年間加 算報酬額 | 1人あたり 幼保連携型認 定こども園1 施設の年間加 算報酬額 | 1人あ たり 保育所 分園1 施設の 年間加 算報酬 額 | 1人あ たり 児童ク ラブ1 施設の 年間加 算報酬 額 | 常勤役員報酬 総額上限額 |
|------|----------------------|---------------------------------|---|---|---|-----------------|
| 常勤役員 | 10,000,000円 | 1,000,000円 | 1,500,000円 | 500,000 円 | 300,000 円 | 20,000,000円 |

※常勤理事については、基本報酬のほか、法人の事業への寄付をふまえ、加算報酬を別表1に規定する上限額を超えない範囲で支払うことができる。

加算報酬は、①運営施設の増設 ②新たな事業の展開 ③その他理事会が認めるものとする。

なお、①運営施設の増設に対する加算報酬の支払いは、平成22年度以降に新規開設した施設の増設に直接的に関与があったと求められる常勤理事に限定して支給する。

また、いずれかの加算報酬についても、その支給可否は理事会及び評議員会で決定する。

別表2 費用弁償の金額

| 区 分 | 1日あたりの額 |
|--------------|-------------------|
| 住所地が宮崎市内にある者 | 5,000円 |
| 宮崎市外宮崎県内地域の者 | 7,000円 |
| 宮崎県外地域の者 | 旅費交通費から算出した 金額 |